

労 審 発 第 1352 号  
令 和 3 年 11 月 30 日

厚生労働大臣  
後藤 茂之 殿

労働政策審議会  
会長 清家 篤



令和3年11月30日付け厚生労働省発基1130第6号をもって労働政策審議会に諮問のあった「医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第四百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和3年11月30日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第一百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令案要綱」について

令和3年11月30日付け厚生労働省発基1130第6号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

要綱については、おおむね妥当と考える。